

指定介護予防短期入所生活介護事業所「短期入所延寿」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人宝山寺福祉事業団が開設する指定介護予防短期入所生活介護事業所「短期入所延寿」(以下「事業所」という。)は、要支援状態にある高齢者に対し、介護予防短期入所生活介護を提供することにより、その支援を受ける者(以下「利用者」という。)が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復及び生活機能の維持向上を図るとともに、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護予防サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 短期入所延寿

(2) 所在地 奈良県生駒市小瀬町1100番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(特別養護老人ホーム延寿施設長の兼務とする)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 医 師 1名(特別養護老人ホーム延寿嘱託医の兼務とする)

利用者の健康管理を行うとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

(3) 生活相談員 2名(特別養護老人ホーム延寿生活相談員と兼務)

利用申込みの調整並びに利用者の介護計画の作成と管理。家族との連絡調整。

(4) 看護職員及び介護職員 利用者に対し3:1以上の員数(特別養護老人ホーム延寿と兼務)を配置する。

看護職員は、利用者の心身の状況を把握し、短期入所生活介護が適切に提供されるよう介護職員とともに、利用者及び家族に対し必要な助言、援助を行う。

また健康管理上の助言や必要な場合には主治の医師等との連携調整を行う。

介護職員は、短期入所生活介護計画に基づき介護サービスを提供する。

(5) 機能訓練指導員 1名(特別養護老人ホーム延寿と兼務)を配置する。

(6) 管理栄養士 1名(兼務とする)

(7) その他の職員 実情に応じて必要人数を配置する。(兼務とする)

(利用定員)

第5条 定員は16名とする。但し、特別養護老人ホーム延寿の空床を利用して短期入所生活介護を実施する場合は、その合算の数とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 通年とする。

(2) 営業時間 原則として午前9時から午後5時までを利用送迎受入の時間とする。
ただし、利用者の事情に応じて臨機に対応することがある。

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように支援を行うように努める。また、利用者が相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される場合には、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、計画に基づいて支援を行う。

提供する支援には、利用者の心身の状況に応じ適切な方法により提供する次のサービスが含まれている。

(1) 日常生活上の支援

(入浴、排泄、摂食の援助並びに介護を含む日常生活上の必要な世話)

(2) 食事の提供

(3) 機能訓練

(4) 健康管理

(5) レクリエーション活動を含む生活支援並びにその他の相談・援助

2 介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し易いように説明を行う事とする。また、介護予防短期入所生活介護計画を作成する場合には、利用者又はその家族に対し、計画の内容を説明する。

3 サービスを提供するに当たって、既に居宅介護サービス計画が作成されている場合にはこの計画に沿って介護予防短期入所生活介護を提供する。また、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合には、地域包括支援センターに連絡する等の必要な援助を行う。

4 指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、このことに関して定められた必要な記録を記載する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 現に介護予防短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師や協力医療機関等に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、その家族に連絡し並びに管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 非常災害対策のために別途防災計画並びに非常災害対策計画を策定する。

- 2 前号計画に基づき定期的避難訓練を実施する。

(利用料その他の費用)

第10条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。なお厚生労働大臣が定める基準の額は、事業所の見やすい場所に掲示する。

- 2 法定代理受領とならない介護予防短期入所生活介護を提供した場合は、厚生労働大臣の定める基準を勘案した額をあらかじめ徴収し、保険給付が行われた後、精算する。
- 3 利用者の求めにより、介護保険給付に該当しない介護予防短期入所生活介護を提供した場合は、提供に要した費用を徴収する。ただし、介護保険給付があった場合に比して不合理な額とならないものとする。
- 4 送迎に要する費用。ただし、厚生労働大臣が別に定める場合を除く。
距離に応じて定める額 事業所の実施地域を超える地点から 1km 50円
- 5 食費 1445円 (朝食 195円 昼食 625円 夕食 625円)
- 6 理美容代その他介護予防短期入所生活介護を提供するに当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。 実費
- 7 利用の直前になって自己の都合により利用を中止した場合は、あらかじめ規定するキャンセル料。 1380円
- 8 前各項の費用の負担に関しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を求める。
- 9 指定介護予防短期入所生活介護（法定代理受領である場合を除く）に係る費用の支払いを受けた場合には、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供記録を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は次のとおりとする。

生駒市市内全域

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けようとする利用者は、あらかじめ被保険者証等を提示し、被保険者資格、要介護認定等の有無及びその有効期間の確認を受けなければならない。

被保険者証の提示がない場合、あるいは提示を拒否した場合には、介護保険給付として取り扱わないことがある。

- 2 被保険者証にサービスの提供に関して留意すべき事項等の記載がある場合は、その趣旨及び内容に沿ってサービスを提供する。
- 3 被保険者証にサービスの種類に関する指定があるにもかかわらず、サービスの提供を求められた場合は、介護保険給付以外のサービスとして取り扱う。この場合利用者はサービスの提供に要する費用の全額を負担しなければならない。
- 4 適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、速やかに地域包括支援センターに連絡し、又は適当な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等を紹介する等の措置を講ずる。
- 5 虚偽の申請による利用の申し込み又は、他の者に感染する恐れのある疾患を有し通常の方法においては予防することが困難であると認められる場合、若しくは重篤な疾患を感染させる恐れがあると認められる場合、その他正当な理由を有する場合には、サービスの提供を拒否することができる。
- 6 利用者及びその家族は、サービスの利用に際し、あらかじめ心身の状況等介護予防短期入所生活介護を利用するに当たって自ら必要な情報を提供しなければならない。
- 7 利用者及びその家族は、サービスの利用に関する指示に従い、要支援状態等の悪化を予防し若しくは病状等の増悪を防ぐように努めなければならない。
- 8 利用者又はその家族の故意又は過失により、施設設備その他の設備、器具、用品に破損又は損害が生じた場合、その費用の弁償を求めることがある。

(市町村への通知)

第14条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたとみとめられるとき。
- (2) 偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(その他運営についての留意事項)

第15条 利用者、市町村、その他関係機関から正当な理由に基づき、証明書、領収書、その他必要な文書の発行を求められたときは、求めに応じて必要な文書等を発行する。

第16条 職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、正当な理由なくこれを他に漏らしてはならない。

2 職員は、職員でなくなった後においても前項の規定を守らなければならない。

第17条 職員は、利用者から利用料その他定めのある場合を除き、金品を受け取ってはならない。

第18条 提供した介護等のサービスについて利用者から苦情等を受けた場合、職員は速

やかにその内容等を管理者に報告しなければならない。管理者は実情を把握することに努めるとともに迅速かつ適切にその対応策を講じる。また国民健康保険団体連合会、市町村等の関係機関から利用者の苦情に関し、照会、調査等の依頼があった場合には積極的にこれに協力するとともに、指導又は助言を受けた場合はこれに従って改善を行う。

- 2 他のサービスの利用に関し苦情等を受けた場合、関係する地域包括支援センターに事情を報告する等、利用者が適切なサービスを受けられるように援助する。

第19条 介護予防短期入所生活介護に従事する職員等の資質の向上のために、隨時研修の機会を設けサービスの質の向上を目指す。

第20条 指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備するとともに、これらの記録はサービス提供の完結の日から5年間保存する。

第21条 就業規則、給与規定、その他の服務に関する規定は社会福祉法人宝山寺福祉事業団が定めるそれぞれの規定を適用する。

第22条 この規程に定めのない事項については、法律、政省令による他、必要に応じて法人において協議の上定めるものとする。

(虐待防止のための措置)

第22条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。また、虐待防止のための虐待防止委員会を設置し虐待防止に努める。

(身体拘束廃止のための措置)

第23条 (身体拘束等の禁止)

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応方法・時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。また、本人及び家族に対し説明し同意書を作成し、署名をいただく。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第24条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための

方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第25条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第26条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生、まん延しないように、次の措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年7月1日から施行する。

この規定は、令和6年3月1日から施行する。